

高槻水みらいセンター周辺緑地及び高槻スカイランド管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府北部流域下水道事務所が下水道の普及啓発を図るため整備した高槻水みらいセンター（以下「センター」という。）内の周辺緑地及び高槻スカイランド（以下「スカイランド」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(名称及び区域)

第2条 周辺緑地及びスカイランド内の名称及び区域は、別図のとおりとする。

(開園時間及び休園日)

第3条 周辺緑地及びスカイランドの開園時間及び休園日は、次表に掲げるとおりとする。ただし、大阪府北部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止させ、または休園日、もしくは開園時間を変更することができる。

	周辺緑地	スカイランド
開園時間	4月、5月及び9月 午前6時から午後6時まで 6月から8月までの間 午前6時から午後7時まで 10月から3月までの間 午前7時から午後5時まで	4月、5月及び9月 午前6時から午後6時まで 6月から8月までの間 午前6時から午後7時まで 10月から3月までの間 午前7時から午後5時まで
休園日	12月29日から1月3日まで	12月29日から1月3日まで 及び、毎週火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律『昭和23年法律第178号』に規定する休日にあつたときはその翌日）

(利用申込)

第4条 周辺緑地及びスカイランドは、次項に掲げる施設を除き、利用の申込を要しない。

2 周辺緑地の内の三角広場を団体で利用しようとする者は、利用申込書（様式1号）により所長に利用の申込を行い、利用受付確認書（様式2号）の交付（以下「確認書の交付」という。）を受けなければならない。なお、個人または少人数での利用は、団体利用の申込がない日時に関し、自由とする。

3 前項に定める利用申込書の受付は、利用予定日の前月の1日（当日が閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下同じ。）の場合は、その翌日）から前日までとする。

- 4 前項の受付において、同じ日時を利用しようとする申込が複数なされた場合には、原則として、先に利用申込書を提出した者を優先する。ただし、利用申込書を同時に受付ける状況となった場合（受付開始時刻に複数人待機している場合等）は、抽選により利用者を決定するものとする。
- 5 第2項に定める利用申込書の受付及び確認書の交付の場所は、センター事務室（管理棟2F）とし、時間は、閉庁日を除く午前10時から午後0時、午後1時から午後5時の間とする。
- 6 確認書の交付を受けた者は、当該施設を利用する際には利用受付確認書を携帯し、係員から請求がある場合には提示しなければならない。
- 7 確認書の交付を受けた者が申込書に記載のない団体に又貸しする、また、雨天等の正当な理由なく利用予定日時に利用しない等の不適切な行為が確認された場合には、交付した確認書を無効とする。
- 8 三角広場の利用にあたっては、別に定める三角広場利用ルールを遵守すること。

（受付の取消）

第5条 所長は、確認書の交付を受けた者がこの要綱、利用受付確認書に記載する内容、もしくは利用にあたっての条件に違反している場合、または違反したことがある場合、その他所長が適切でないと認めた場合は、利用の受付を取り消すことができる。

（利用料）

第6条 周辺緑地及びスカイランドの利用料は徴収しない。

（利用の制限等）

第7条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、周辺緑地及びスカイランドの利用に支障があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

- 2 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。
 - (1) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、もしくは汚損する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
 - (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、または掲示しようとする者。
 - (3) 承認を得ずに施設を損傷する恐れのある、または他の利用者に迷惑をかける恐れのある仮設工作物を設置し、または設置しようとする者。
 - (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
 - (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、または持ち込もうとする者。
 - (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。

る者。

- (7) 犬、その他の動物を持ち込み、または持ち込もうとする者。ただし、介助犬・盲導犬等については除く。
- (8) 立ち入り禁止区域に立ち入り、または立ち入ろうとする者。
- (9) 指定された場所以外の場所に自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他の人の力によらずに運転する車を持ち入れ、または持ち入れようとする者。ただし、電動車椅子等については除く。
- (10) 野球、ゴルフ、サッカー等他の利用者に危害を及ぼすおそれのある行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (11) 鉄道に近接する周辺緑地及びスカイランドにおける風揚げ等、鉄道架線に接触するおそれのある行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、周辺緑地及びスカイランド本来の利用を著しく妨げる行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報等、利用者の安全が確保できないと判断した場合、周辺緑地及びスカイランドを閉鎖し、利用の中止、もしくは退出、または撤収を命ずることができる。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、周辺緑地及びスカイランドを常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めることとする。なお、周辺緑地及びスカイランド内の事故、紛争等については、利用者が解決にあたることとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、周辺緑地及びスカイランドの管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

平成25年3月1日施行の高槻水みらいセンター周辺緑地管理運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。